平成六年法律第四十五号

裁判官の介護休暇に関する法律

（裁判官の介護休暇）

第一条　裁判官の介護休暇については、次条に規定するもののほか、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける職員の例に準じ、最高裁判所規則で定める。

（介護休暇中の報酬）

第二条　裁判官は、介護休暇中は報酬を受けない。

附　則

この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日から施行する。